

## 休眠預金等活用制度における各主体の役割等

	指定活用団体	資金分配団体	民間公益活動を行う団体
	○指定活用団体とは、民間公益活動促進業務を行う団体であって、内閣総理大臣により全国に一つに限り指定する一般財団法人（20条1項、21条）	○資金分配団体とは、民間公益活動を行う団体に対し助成等を行う団体であって、助成等の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（19条2項3号ロ）	○「民間公益活動」を行う団体であって、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの（19条2項3号イ）
基本原則	① 国民への還元、② 自助・共助、③ 持続可能性、④ 透明性・説明責任、⑤ 公正性、⑥ 多様性、⑦ 革新性、⑧ 成果最大化、⑨ 民間主導		
役割（案）	<p>① 我が国における社会の諸課題を分析し、優先的に解決すべき課題を提示する。</p> <p>② 資金分配団体や民間公益活動を行う団体に対し、資金支援を行う。</p> <p>③ 地域・分野等ごとの実情を踏まえつつ、集積された成功事例や失敗事例を横断的かつ具体的に分析し、その結果を活動の現場に反映させる。</p> <p>④ 我が国の社会の諸課題の解決に挑戦する担い手を支える「インキュベーター<sup>1</sup>」及び「アクセラレーター<sup>2</sup>」の役割を担う。</p> <p>⑤ 必要に応じ、非資金的支援を伴走型で行う。</p> <p>⑥ 資金分配団体の活動状況の分析を通して、民間公益活動の状況を把握する。</p> <p>⑦ <u>休眠預金等の活用状況や成果等について積極的に公開、周知・広報することを通じ本制度への国民の理解を得るよう努めるとともに、多様な民間関係主体の一層の参画を促す。</u></p> <p>⑧ 民間公益活動に係る事業が適正に遂行されるよう、資金分配団体及び民間公益活動を行う団体を監督する。</p> <p>⑨ 民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進し、普及させる。</p> <p>⑩ 民間公益活動の担い手が自立的に必要な資金を調達できるように必要な基盤整備を進め、以て市場の発展を促す。</p>	<p>① 指定活用団体が提示した優先的に解決すべき課題を踏まえ、地域・分野等ごとの実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握・分析する。</p> <p>② 事業の特性及び発展段階を踏まえつつ、革新的手法により資金の助成等を行うことなどを通じ、自立した担い手の育成を図る。</p> <p>③ 民間公益活動を行う団体に対し、資金支援と併せて経営支援や技術支援といった非資金的支援を伴走型で行う。</p> <p>④ 民間公益活動が適切かつ確実に遂行されるように、民間公益活動を行う団体に対する必要かつ適切な監督を行うための措置を講じる。</p> <p>⑤ 民間の創意・工夫が引き出されるような支援を行うことで、社会の諸課題を解決するための革新的な手法を開発し、実装する。</p>	<p>① 行政が対応することが困難な具体的な社会の諸課題を抽出し、可視化する。</p> <p>② 成果に着目しつつ、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等により受けた資金を適切に活用し、社会の諸課題の解決に向けた取組みを推進する。</p> <p>③ 民間の創意・工夫を十分に生かし、複雑化・高度化した社会の諸課題を解決するための革新的な手法（アプローチ）を開発し、実践する。</p> <p>④ 現場のニーズや提案、事業成果等を資金分配団体等にフィードバックし、一層の制度の改善につなげる。</p>
機能（案）	<p>【法第21条第1項等に規定されている業務に係る機能】</p> <p>1. 資金分配団体への助成・貸付け及び民間公益活動を行う団体への貸付けの適正な実施（第21条第1項第1号・第2号関係）</p> <p>① 優先的に解決すべき社会の諸課題の決定（第16条第1項関係）</p> <p>② 課題解決に最適な資金分配団体の決定（第22条第5項関係）</p> <p>③ イノベーション創出、革新的手法の開発・普及（第16条第5項関係）</p> <p>④ 休眠預金等活用システム全体の評価、検証</p>	<p>【法の規定に係る機能】</p> <p>1. 民間公益活動を行う団体への助成、貸付け又は出資の適正な実施（第19条第2項第3号ロ関係）</p> <p>① 地域や分野等の多様性を踏まえた社会の諸課題の把握・分析</p> <p>② イノベーションの創出と革新的手法の開発・実装</p> <p>③ 課題解決に向けた資金支援プログラムの企画・設計</p> <p>④ 案件の発掘及び形成</p>	<p>【法の規定に係る機能】</p> <p>1. 民間公益活動の適切かつ確実な実施（第22条第4項）</p> <p>① 行政の縦割りに「横串」を刺す、あるいは隙間に落ちている具体的な課題の抽出と可視化</p> <p>② 課題に応じた最適な解決手法の提案、実施</p> <p>③ イノベーションの創出、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発、実践</p> <p>④ 自ら行う民間公益活動の成果評価の実施</p>

<sup>1</sup> 事業が軌道に乗るまでの間、資金調達に係る支援や経営支援・技術支援などを併せて行う主体

<sup>2</sup> 既にある企業の事業を加速度的に成長させるために必要な資金投資やサポートを行う主体

	<p style="text-align: center;">(第 22 条第 1 項、第 26 条第 4 項関係)</p> <p>2. 研究・調査機能 (第 21 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>3. プロモーション機能<sup>3</sup> (第 21 条第 1 項第 5 号関係)</p> <p><b>【審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能】</b></p> <p>① 継続的なモニタリング</p> <p>② 「知の構造化センター<sup>4</sup>」機能</p> <p>③ 情報提供機能</p> <p>④ 人材育成・研修機能</p>	<p>⑤ 課題解決に最適な民間公益活動を行う団体の選定</p> <p>⑥ 民間公益活動を行う団体に対する助成等の適正な実施</p> <p>⑦ 民間公益活動を行う団体の成果評価、検証</p> <p>2. 民間公益活動を行う団体の監督 (第 22 条第 4 項関係)</p> <p><b>【審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能】</b></p> <p>① 民間公益活動を行う団体の継続的なモニタリング</p> <p>② 課題解決に向けた非資金的支援 (伴走型支援) プログラムの企画、設計及び提供</p> <p>③ 必要に応じた複数の連携主体との協働</p> <p>④ 民間企業や金融機関等の民間資金を民間公益活動に呼び込むための具体策の策定及び実施</p>	<p><b>【審議会における議論を踏まえ、備えることが望ましい機能】</b></p> <p>○ 制度の改善につなげるため、現場のニーズや提案、事業成果等の資金分配団体等へのフィードバック</p>
<p>業務</p>	<p>1. 基本的な業務</p> <p>(1-a) 資金分配団体等に対し、助成等の実施に必要な資金についての助成又は貸付け</p> <p>① 「優先的に解決すべき社会の諸課題」の把握、分析及び決定</p> <p>② 資金分配団体の選定・決定</p> <p>③ 助成又は貸付け</p> <p>④ 継続的なモニタリングと点検・検証</p> <p>(1-b) 民間公益活動を行う団体に対し、民間公益活動の実施に必要な資金の貸付け</p> <p>○ 貸付けによる先導的事業の実施</p> <p>(2) 資金分配団体及び民間公益活動を行う団体の監督</p> <p>(3) 休眠預金等交付金の受入れ</p> <p>① 預金保険機構から受け入れた休眠預金等交付金等の管理</p> <p>② 適正かつ効率的な予算の執行</p> <p>(4) 民間公益活動の促進に関する調査及び研究</p> <p>(5) 民間公益活動の促進に資するための啓発活動及び広報活動</p> <p>① 国民に対する制度周知・啓発活動の実施</p> <p>② 民間公益活動の担い手の確保・育成・連携の促進</p> <p>(6) 適切な評価の実施</p> <p>2. 指定活用団体において行うことが期待される業務</p> <p>(1) ICT等先端技術を活用した「知の構造化センター」機能を担うシステムの構築</p> <p>(2) 成果評価実施支援</p> <p>(3) 研修</p> <p>(4) 国際交流</p>		

<sup>3</sup> 具体的には、①休眠預金等の活用状況に関するあらゆる情報の公開を通じた透明性の確保と国民への説明責任を果たすもの、②休眠預金等の活用により得られた成果の国民の積極的な周知・広報を通じて国民の理解と民間公益活動への民間関係主体の一層の参画を促すもの、を想定している。

<sup>4</sup> 「知の構造化」とは、自律分散的に創造された知識と知識の関係性を明らかにすること。これにより、知的価値、経済的価値、社会的価値、文化的価値に結びつけるための方法論を構築し、成果の実装に結びつける。